

公益財団法人仙台市建設公社

# 地域活動助成事業 募集のごあんない

地域社会の健全な発展を支援するため、仙台市建設公社は仙台市営住宅等において町内会等が実施する次のような活動の費用の一部を助成します。お気軽にお問い合わせください。ご相談をお待ちしております。

環境美化  
活動

花  
プランター  
設置

交流  
イベント  
開催

セミナー  
等開催

集会所  
活用

申請事業の実施時期：令和4年6月1日(水)～令和5年2月28日(火)

この時期に実施する活動の費用が助成対象となります。事業実施前の申請が必要です。申請日以前に生じた費用は対象となりませんので、ご注意ください。



申請受付期間

令和4年6月1日(水)～9月30日(金)

# 1 地域活動助成事業の概要

## (1) 事業の趣旨・目的

地域活動助成事業は、仙台市営住宅や仙台駅東再開発住宅における地域活動を支援することにより地域社会の健全な発展を図ることを目的としています。

安心・安全なまちづくりを支えていくために地域コミュニティの力が重要だと考える私たちは、地域の交流を深めることにより、町内会等が市営住宅等で行う地域活動に対して助成金を交付します。

## (2) 助成対象団体

市営住宅等の町内会、自治会、市営住宅等の入居者を対象に活動するその他の地域活動団体

※暴力団と関係を有する団体、政治又は宗教活動を目的とする団体、営利を目的とする団体は対象となりません。

## (3) 助成対象事業

地域コミュニティの活力向上を目的とした事業で、次のいずれかに該当するもの

- ① 環境美化活動 市営住宅等の敷地内で入居者が共同で行う地域清掃、除草等
- ② 花プランター設置 市営住宅等の敷地内で入居者が共同で行う花プランター等の設置
- ③ 交流イベント開催 市営住宅等の入居者が共同で行う茶話会等の開催
- ④ セミナー等開催 市営住宅等の入居者を対象としたセミナー、防災訓練、勉強会等の開催
- ⑤ 集会所活用 市営住宅等の集会所を活用した学習教室の開講、地域文庫の設置等
- ⑥ その他地域コミュニティの活力向上を目的とした事業

※仙台市からの助成を受けている(受ける見込みのある)事業、営利を目的とする事業は対象となりません。

## (4) 申請事業の実施時期

令和4年6月1日(水)～令和5年2月28日(火)

※この時期に実施する活動に係る費用が助成対象となります。事業実施前の申請が必要です。申請日以前に生じた費用は対象となりませんので、ご注意ください。

## (5) 助成金の対象経費

下記のうち事業実施に必要な経費が対象となります。

| 項目       | 内容                          |
|----------|-----------------------------|
| 環境美化活動   | 清掃用具、ごみ袋                    |
| 花プランター設置 | 花苗、プランター、園芸用品               |
| 交流イベント開催 | 景品代(図書カード等)                 |
| セミナー等開催  | 講師謝礼、教材代、材料代、プロジェクター借料      |
| 集会所活用    | 書棚、書籍                       |
| 全事業共通    | 食品、お茶代(酒類を除く)、会場代、衛生用品、事務用品 |

※対象外となるもの: 使用することで人数の削減が想像されるもの(草刈機の燃料や替刃等)、その事業での使用の確認が難しいもの(公共料金等)等。なお、実施する事業での使用を制限するものではありません。

## (6) 助成金の上限

事業の種類や規模によって上限額が異なります。交付額は、次に掲げる額を限度として、対象経費の総額(この助成金以外に収入が見込まれる場合は、経費総額からその額を差し引いた額)に基づいて算出します。また、申請は、1団体2事業までとなります。なお、助成金額の総額は、当該年度の公社の予算額を上限とします。

### ① 環境美化活動

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| ア 市営住宅等の管理戸数が150戸未満       | 8,000円  |
| イ 市営住宅等の管理戸数が150戸以上300戸未満 | 15,000円 |
| ウ 市営住宅等の管理戸数が300戸以上       | 30,000円 |

※町内会や自治会の活動を想定しており、申請する町内会等における市営住宅等の戸数を基準にして上限額を設定しております。

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| ② 花プランター設置                 | 50,000円 |
| ③ 交流イベント開催                 | 15,000円 |
| ④ セミナー等開催                  | 50,000円 |
| ⑤ 集会所活用                    | 50,000円 |
| ⑥ その他地域コミュニティの活力向上を目的とした事業 | 50,000円 |

## 2 助成金の申請

### (1) 申請期間

令和4年6月1日(水)～9月30日(金) ※助成総額に達した段階で募集は終了となります。

### (2) 申請方法

次の書類を下記の申請・問合せ先(公益財団法人仙台市建設公社住宅部管理課管理係)に提出のうえ申請してください。なお、事前のご相談も承りますので、ご連絡ください。

- ① 地域活動助成事業助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 地域活動助成事業事業計画書(様式第2号)
- ③ 町内会等の規約又は申請団体を確認できる書類

※その他書類の追加提出を求める場合もあります。

※申請書類は、当公社の公式ウェブサイト([www.sendai-kensetsu.or.jp](http://www.sendai-kensetsu.or.jp))からダウンロードのうえご利用いただくことも可能です。

申請はご持参いただくか、郵送により受付いたしますが、上記期限を過ぎてから到着した書類は返却いたしませんのでご注意ください。

### (3) 申請・問合せ先

公益財団法人仙台市建設公社 〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目10番10号  
(担当)住宅部管理課管理係 TEL214-3614

※事前のご相談や申請の受付は、上記期間のうち土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時までに限らせていただきます。

### (4) 助成金交付の決定等

助成金の交付の可否については、後日(申請から概ね2週間以内)に書面で申請者に通知いたします。

なお、助成金交付決定額は、提出いただいた事業計画書どおりに事業を実施した場合にお支払いできる助成金の限度額です。

助成金のお支払いは事業実施後となりますが、実績報告の内容によっては減額となる場合がありますので、予めご了承ください。

### (5) 概算払の申請

事業実施前に概算払を申請することにより、助成金を受け取ることもできます。

この場合は別途手続きがございますので、改めて上記の申請・問合せ先にご相談ください。

なお、概算払の額が事業実施後に確定した交付額を上回った場合は、その差額を速やかに返還していただくこととなりますのでご注意ください。

○助成金交付決定後の手続きについては、裏面の「助成金の申請から請求までの流れ」をご覧ください。

○助成金を交付した事業については、申請団体、助成額等を当公社の公式ウェブサイトで公表します。

また、実績報告の際に提出いただいた写真等は、当公社が発行する各種印刷物に掲載することがありますので、予めご了承ください。

○事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止に十分ご配慮いただくようお願いします。

仙台市建設公社では、市営住宅等の清掃、除草等を行う町内会等にごみ袋の提供も行っております。詳しくは上記担当までお問合せください。

### 3 助成金の申請から請求までの流れ

